登記地積　129㎡　基準地積　129.49㎡
権利価額　1,660,315円
清算金　交付　1,660,315円
記事　法第95条第６項により金銭清算
法第104条第１項により消滅

２．権利者氏名　松澤千代子
権利者持分　495,600分の79,389
権利者住所　越谷市七左町六丁目233番地
従前の土地
草加市新栄町字道下142番
地目　田
登記地積　849㎡　基準地積　934.09㎡
権利の種別とその部分
１番（あ）柳堀　利雄持分抵当権　全部
１番（い）柳堀　利雄持分抵当権　全部
２番柳堀　利雄持分抵当権　全部
４番山田　みき、松澤千代子、山田　健次、田子　春美持分抵当権　全部
権利価額　37,993,569円
換地処分後の土地
街区番号　153
草加市新栄一丁目９番７
地目　宅地　地積　125.25㎡
権利の種別とその部分
１番（あ）柳堀　利雄持分抵当権　全部
１番（い）柳堀　利雄持分抵当権　全部
２番柳堀　利雄持分抵当権　全部
４番山田　みき、松澤千代子、山田　健次、田子　春美持分抵当権　全部
権利価額　7,671,312円
街区番号　154
草加市新栄一丁目10番４
地目　畑　地積　359.93㎡
権利の種別とその部分
１番（あ）柳堀　利雄持分抵当権　全部
１番（い）柳堀　利雄持分抵当権　全部
２番柳堀　利雄持分抵当権　全部
４番山田　みき、松澤千代子、山田　健次、田子　春美持分抵当権　全部
権利価額　20,002,026円
街区番号　151
草加市新栄一丁目12番３
地目　畑　地積　341.76㎡
権利の種別とその部分
１番（あ）柳堀　利雄持分抵当権　全部
１番（い）柳堀　利雄持分抵当権　全部
２番柳堀　利雄持分抵当権　全部
４番山田　みき、松澤千代子、山田　健次、田子　春美持分抵当権　全部
権利価額　21,518,574円
清算金　徴収　11,198,343円

３．権利者氏名　松澤千代子
権利者持分　６分の１
権利者住所　越谷市七左町六丁目233番地
(1)　従前の土地
草加市新栄町字道下114番５
地目　田
登記地積　13㎡　基準地積　13.18㎡
権利の種別とその部分
１番（い）抵当権　全部
権利価額　583,048円
草加市新栄町字道下118番１
地目　畑
登記地積　146㎡　基準地積　160.63㎡
権利の種別とその部分
１番（い）抵当権　全部
権利価額　7,105,634円
草加市新栄町字道下120番１
地目　畑
登記地積　294㎡　基準地積　323.47㎡
権利の種別とその部分
１番（い）抵当権　全部
権利価額　12,673,119円
草加市新栄町字道下121番
地目　畑
登記地積　135㎡　基準地積　148.53㎡
権利の種別とその部分
１番（い）抵当権　全部
権利価額　5,829,767円
換地処分後の土地
街区番号　151
草加市新栄一丁目12番４
地目　畑　地積　430.76㎡
１番（い）抵当権　全部
権利価額　27,065,544円
清算金　徴収　873,976円
(2)　従前の土地
草加市新栄町字道下116番３
地目　田
登記地積　58㎡　基準地積　58.33㎡
権利の種別とその部分
１番（い）抵当権　全部
権利価額　2,580,299円
草加市新栄町字道下117番１
地目　畑
登記地積　221㎡　基準地積　243.15㎡
権利の種別とその部分
１番（い）抵当権　全部
権利価額　10,756,006円
換地処分後の土地
街区番号　151
草加市新栄一丁目12番16
地目　宅地　地積　236.38㎡
１番（い）抵当権　全部
権利価額　12,746,052円
清算金　交付　590,253円
供託すべき金額　590,253円
(3)　従前の土地
草加市新栄町字道下119番１
地目　宅地
登記地積　527.43㎡　基準地積　580.29㎡
権利の種別とその部分
１番抵当権　全部
２番（い）抵当権　全部
権利価額　27,364,573円
換地処分後の土地
街区番号　151
草加市新栄一丁目12番６
地目　宅地　地積　416.28㎡
１番抵当権　全部
２番（い）抵当権　全部
権利価額　26,155,734円
清算金　交付　1,208,839円
供託すべき金額　1,208,839円
(4)　従前の土地
草加市新栄町字道下122番
地目　田
登記地積　885㎡　基準地積　973.70㎡
権利の種別とその部分
１番（い）抵当権　全部
権利価額　39,396,660円
換地処分後の土地
街区番号　154
草加市新栄一丁目10番３
地目　畑　地積　297.39㎡
１番（い）抵当権　全部
権利価額　16,624,674円
街区番号　151
草加市新栄一丁目12番17
地目　畑　地積　367.69㎡
１番（い）抵当権　全部
権利価額　19,826,598円
清算金　交付　2,945,388円
供託すべき金額　2,945,388円
(5)　従前の土地
草加市新栄町字道下123番
地目　畑
登記地積　337㎡　基準地積　370.77㎡
権利の種別とその部分
１番（い）抵当権　全部
権利価額　15,001,606円
換地処分後の土地
街区番号　151
草加市新栄一丁目12番15
地目　宅地　地積　191.32㎡
１番（い）抵当権　全部
権利価額　10,316,328円
清算金　交付　4,685,278円
供託すべき金額　4,685,278円
(6)　従前の土地
草加市新栄町字道下146番１
地目　田
登記地積　1,001㎡
基準地積　1,101.32㎡
権利の種別とその部分
１番（い）抵当権　全部
権利価額　44,795,605円
換地処分後の土地
街区番号　169
草加市新栄一丁目42番２
地目　宅地　地積　614.29㎡
１番（い）抵当権　全部
権利価額　35,799,588円
清算金　交付　8,996,017円
供託すべき金額　8,996,017円

教示

この通知書について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に埼玉県知事に審査請求することができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

また、行政事件訴訟法により、この通知書を受け取った日から６箇月以内に草加市を被告として取消訴訟を提起することができます。